高崎市第4次食育推進計画【案】

2024年度~2029年度

(令和6年度~令和11年度)



高崎市食育推進キャラクター みらいすくん

令和6年3月 高 崎 市

目 次

| 第1章 | 計画の基本的な考え1 |
|-----------|---------------------------|
| 1 | 計画策定(改定)の趣旨1 |
| 2 | 計画の位置づけ2 |
| 3 | 計画期間2 |
| 4 | 計画の策定体制2 |
| 第2章 | 高崎市の食育の現状と課題3 |
| 1 | アンケート調査の結果から見る食育の現状と課題3 |
| 第3章 | 高崎市の目指す食育14 |
| 1 | 基本理念14 |
| 2 | 基本方針14 |
| 3 | 基本施策15 |
| I | . 家庭における食育の推進17 |
| Ι | [. 保育所(園)、認定こども園、 |
| | 幼稚園、学校における食育の推進 18 |
| $ lap{I}$ | I. 地域・社会環境づくりにおける食育の推進19 |
| I | 7. 地産多消の推進、環境への理解の促進22 |
| Λ | 7. 食文化の継承を通じた活動への支援等24 |
| V | I. 食品の安全・安心等に関する情報提供の推進25 |
| 4 | ライフステージに応じた具体的な取組26 |
| 第4章 | 計画の推進28 |
| 1 | 推進体制28 |
| 2 | 計画の目標29 |
| 資料編 | 30 |
| 1 | 高崎市食育推進会議条例30 |
| 2 | 高崎市食育推進委員会設置要綱31 |
| 3 | 食音其木法33 |

第1章 計画の基本的な考え

1 計画策定(改定)の趣旨

「食」は命の源であり、すべての人が生涯にわたって健康で心豊かに暮らしていくために 欠かすことができないものです。

社会経済構造等が大きく変化していく中、ライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が変わってきました。日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中で、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になり、栄養の偏りや不規則な食事、食品の安全への不安、生活習慣病の増加など様々な食の問題が生じています。

このような状況に対応し、国では「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的として、平成17年6月に「食育基本法」が制定されました。

また、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定しています。

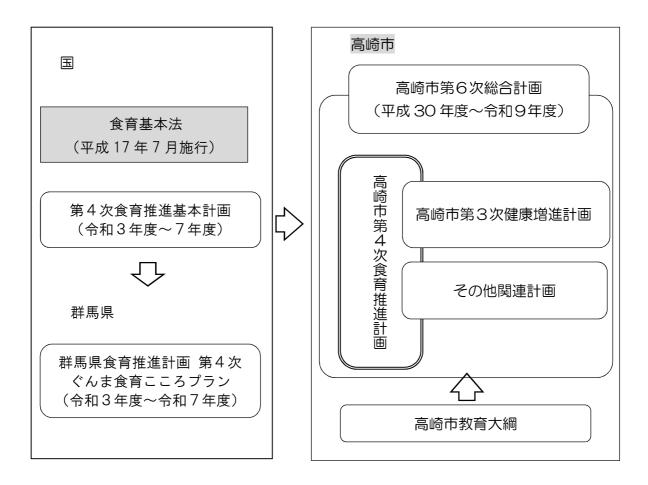
それを受けて、本市では高崎市食育推進計画(平成20年度から平成24年度まで)及び 高崎市第2次食育推進計画(平成25年度から平成29年度まで)、高崎市第3次食育推進計 画(平成30年度から令和5年度まで)を策定し、食育を推進してきました。

しかし、市民の食育に対する関心は徐々に高まってきているものの、市民一人ひとりが健全な食生活の実践には十分に結びついておらず、さらなる取り組みを進めることが必要となっています。

これらを踏まえ、高崎市食育推進計画の基本理念を引き継ぎ、これまでの食育推進の成果と課題の整理を行い、今後の食育施策を総合的かつ計画的に推進するため、「高崎市第4次食育推進計画」を策定し、より一層食育の推進に取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

第1次計画(平成20年3月策定)、第2次計画(平成25年3月策定)第3次計画(平成30年3月策定)に引き続き、本計画は食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。また、「高崎市第6次総合計画」の趣旨に沿い、高崎市健康増進計画を始めとする関連する市の分野別計画との調和を図り策定するものです。



3 計画期間

第4次食育推進計画の期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化などにより見直しが必要になった場合は、必要に応じて見直すものとします。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者や食に関係する団体の代表者、公募の市民などで構成する「高崎市食育推進会議」及び庁内関係部署職員から構成する「高崎市食育推進委員会」 「高崎市食育推進委員会専門部会」において様々な立場の関係者から意見をいただき、検討、協議を重ねてきました。

また、アンケート調査等により、広く市民のご意見を聴き、策定しました。

第2章 高崎市の食育の現状と課題

1 アンケート調査の結果から見る食育の現状と課題

令和3年度食育についてのアンケート及び令和3年度市民健康意識調査の結果から、高崎市の食育の現状と課題について整理しました。

- 1 令和3年度 食育についてのアンケート
- (1)調査の目的

この調査は、児童生徒の家庭における食生活の実態を調査することにより、子どもの食生活が健康や意欲に及ぼす関連等を把握し、児童生徒が望ましい食習慣を身につけることができる食育の推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

(2)対象及び回収状況

対象者 回答者(回答率)

1)市内小学校(21校)に通う5年生 1,330人 1,302人(97.89%)

2) 市内中学校(7校)に通う2年生 1,050人 990人(94.28%)

(3)調查期間

令和3年6月

- 2 令和3年度 市民健康意識調査
- (1)調査の目的

高崎市第3次食育推進計画の評価及び第4次食育推進計画の策定、第2次健康増進計画の評価及び第3次健康増進計画の策定。

(2)対象及び回収状況

対象者 回答者(回答率)

20歳~79歳の市民 2,000人 981人(49.05%)

(3)調査期間

令和4年1月

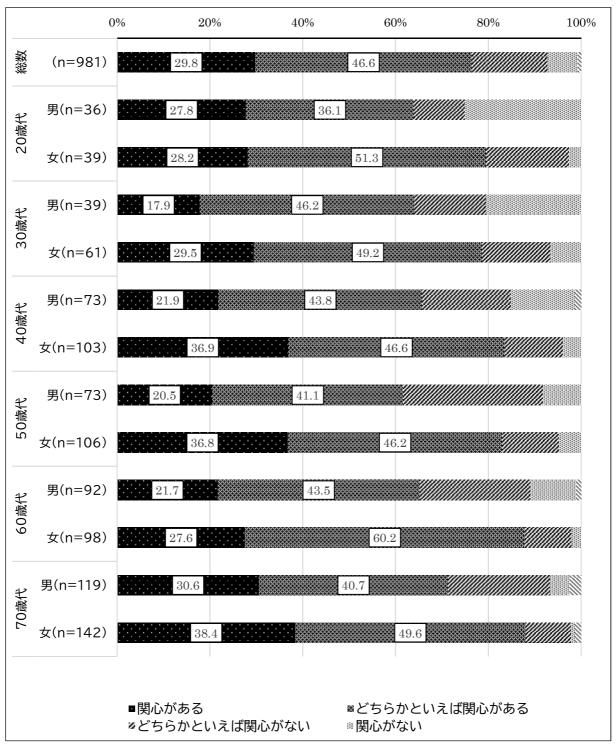
(1) 食育に関する意識について

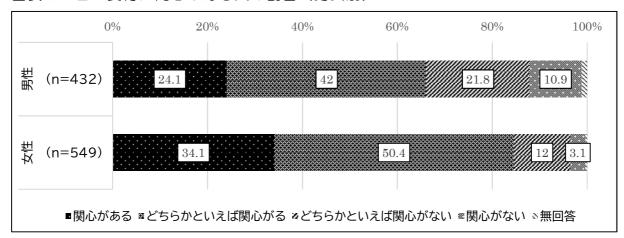
〇食育の関心度

食育に「関心がある」29.8%、「どちらかと言えば関心がある」46.6%と回答した 人を合わせると76.4%でした。

同様に性別で見ると、男性は 66.1%、女性は 84.5%となっており、女性の方が食育の関心が高いことがうかがえます。今後もなお一層、食育の関心を高めることが必要です。

図表1-1 食育に関心がある人の割合





図表1-2 食育に関心がある人の割合(男女別)

(R3 市民健康意識調查)

(2)朝食摂取について

〇朝食摂取率

朝食を「ほとんど毎日食べる」と回答した小学生は 92.5%、中学生 89.5%、「ほとんど食べない」は小学生 1.5%、中学生 1.9%でした。この時期は、基本的な生活習慣の形成につながることから、朝食を食べる習慣を身につける必要があります。

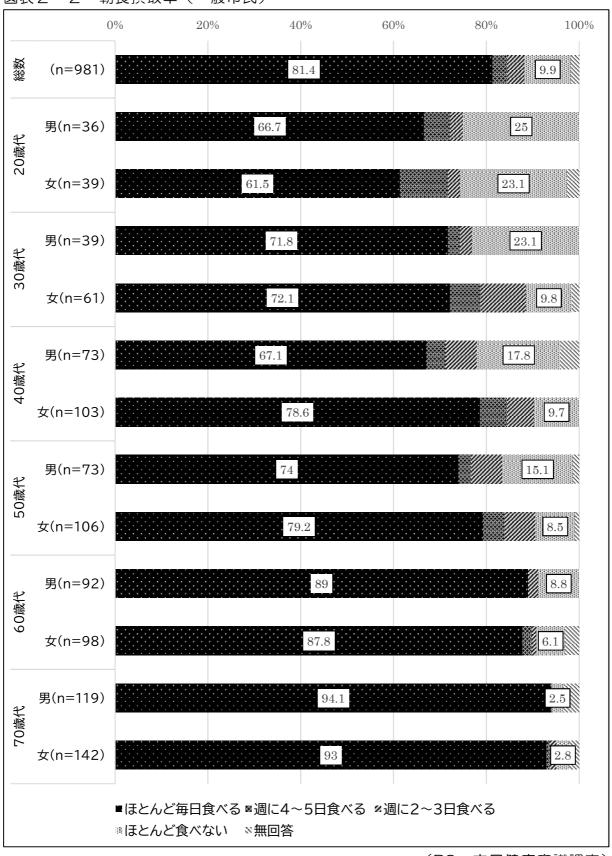


図表2-1 朝食摂取率(小中学生)

(R3食育についてのアンケート)

一般市民を見ると、「ほとんど食べない」と回答した 20 歳代男性は 25.0%、女性は 23.1%、30 歳代男性は 23.1%です。引き続き、若い世代から朝食を食べることができるよう食育の取組が必要です。

図表2-2 朝食摂取率(一般市民)

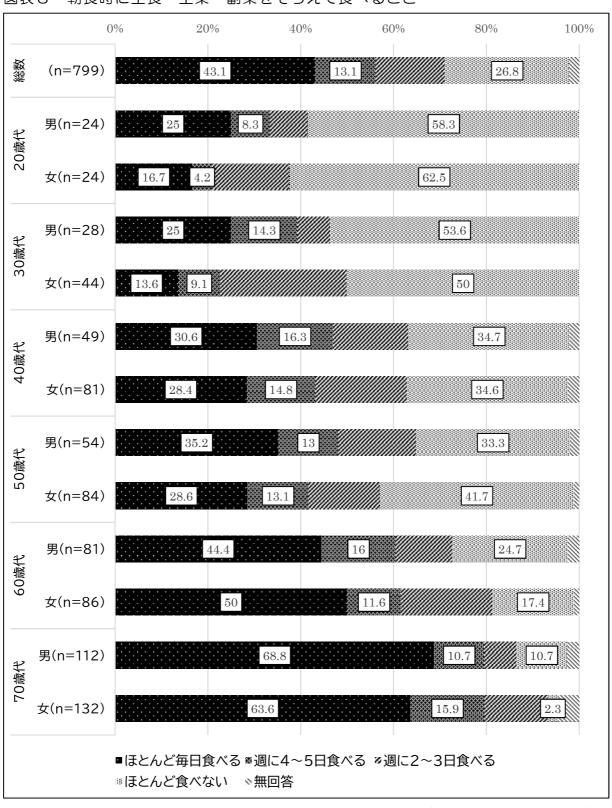


○朝食時に主食・主菜・副菜をそろえて食べる

朝食を「ほとんど毎日食べる」と答えた人の中で、主食・主菜・副菜をそろえて「ほとんど毎日食べる」は 43.1%、「週に4~5回食べる」が 13.1%です。年代別では、若い世代ほど、「ほとんど食べない」が多くなっています。

栄養バランスに配慮した朝食を食べることができるよう食育の取組が必要です。

図表3 朝食時に主食・主菜・副菜をそろえて食べること

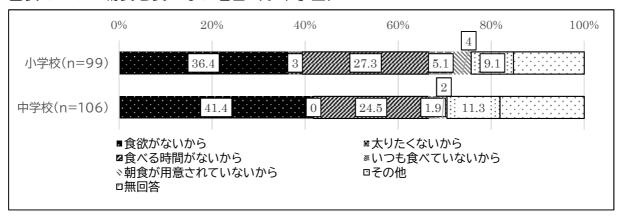


○朝食を食べない理由

朝食を食べない理由を、朝食を「ほとんど毎日食べる」と答えた人以外の人に聞く と、小学生中学生ともに、「食欲がないから」が約4割と多く、次いで、「食べる時間 がないから」となっています。

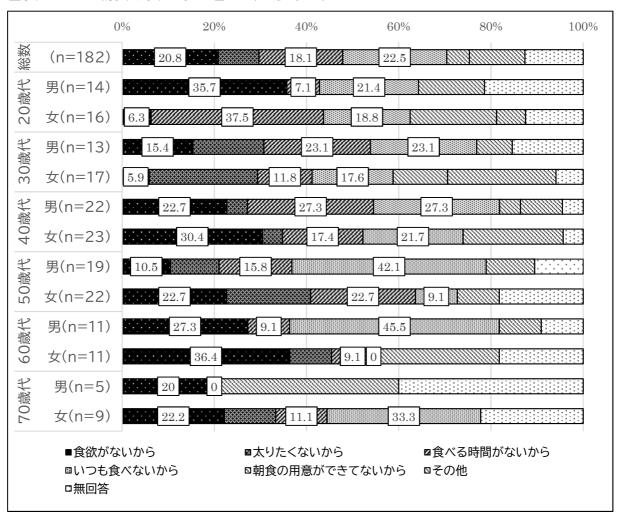
一般市民では、「いつも食べないから」、「食欲がないから」、「食べる時間がないから」 という順でした。

図表4-1 朝食を食べない理由(小中学生)



(R3 食育についてのアンケート)

図表4-2 朝食を食べない理由(一般市民)

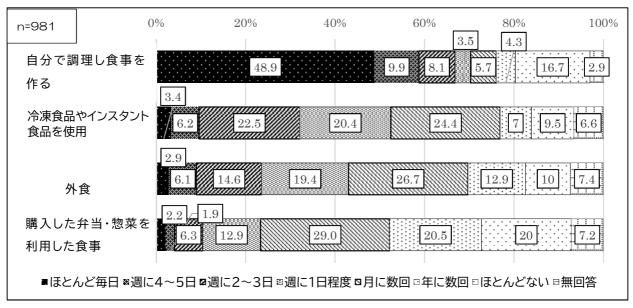


(3) 食事の機会について

「自分で調理し食事を作る」では「ほとんど毎日」と回答した人は 48.9%でした。 「冷凍食品やインスタント食品を使用」、「外食」、「購入した弁当・惣菜を利用した食事」では「月に数回」の割合が多くなっています。

食生活の多様化により食の選択肢も広がり、それぞれに対応する取組が必要です。

図表5 食事の機会について

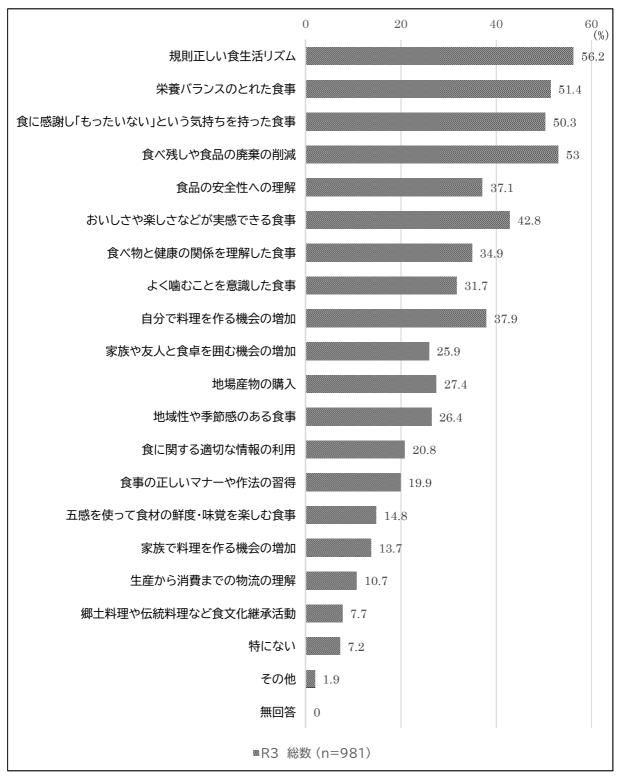


(4) 食生活について実践していること

〇食生活について実践していること

「規則正しい食生活リズム」や「栄養バランスのとれた食事」などは5割以上を占めています。「生産から消費までの物流の理解」や「郷土料理や伝統料理など食文化継承活動」は低い状況です。家庭や地域などで食文化に触れる機会の増加や食料の生産から消費等に至るまでの食の循環を理解する機会が必要です。

図表6 食生活について実践していること

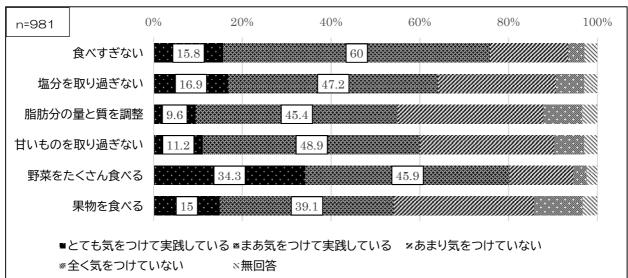


〇生活習慣病予防や改善のために実践していること

「野菜をたくさん食べる」は「とても気をつけて実践している」、「まあ気をつけて 実践している」を合わせると8割以上が実践しています。

「食べすぎない」、「塩分を取り過ぎない」も6割以上が実践しています。

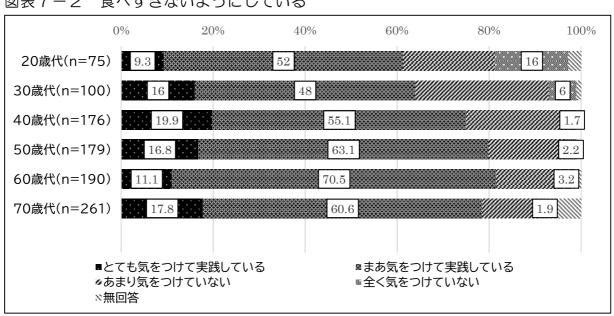
今後も、野菜摂取量の増加や食塩摂取量の減少を推進するためにも、具体的な食事 や食品のとり方等ができるような取組が重要です。



図表7-1 生活習慣病の予防や改善のために気をつけて実践していること(一般市民)

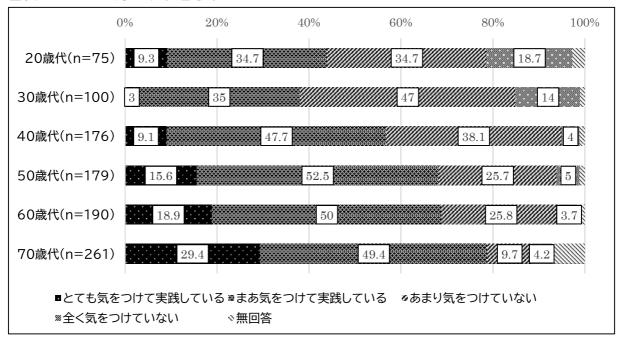
(R3 市民健康意識調査)

「食べすぎないようにしている」は、60歳代までは、年齢が上がるにつれて「と ても気をつけて実践している」、「まあ気をつけて実践している」人の割合が増加して います。特に50歳代60歳代では「とても気をつけて実践している」、「まあ気をつ けて実践している」人が約8割になっています。しかし20歳代では「全く気をつけ ていない」人の割合が多くなっています。



図表7-2 食べすぎないようにしている

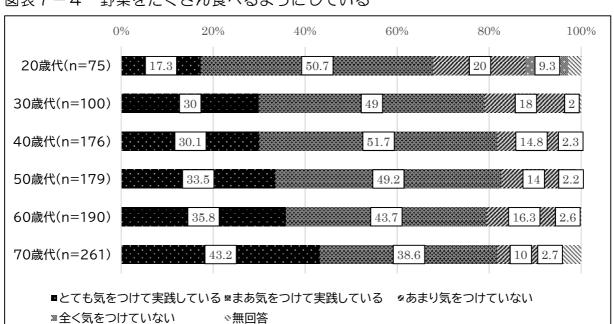
「塩分を取り過ぎないようにしている」は、40歳代以降は「とても気をつけて実践している」、「まあ気をつけて実践している」人の割合が5割を超えますが、20歳代では44.0%、30歳代では38.0%です。なかでも30歳代では「とても気をつけて実践している」人の割合が3.0%と少ない状況です。



図表7-3 塩分を取り過ぎないようにしている

(R3 市民健康意識調査)

「野菜をたくさん食べるようにしている」は、年齢が高くなるほど「とても気をつけて実践している」人の割合が高くなっています。一方、20歳代では「全く気をつけていない」人が 9.3%となっています。



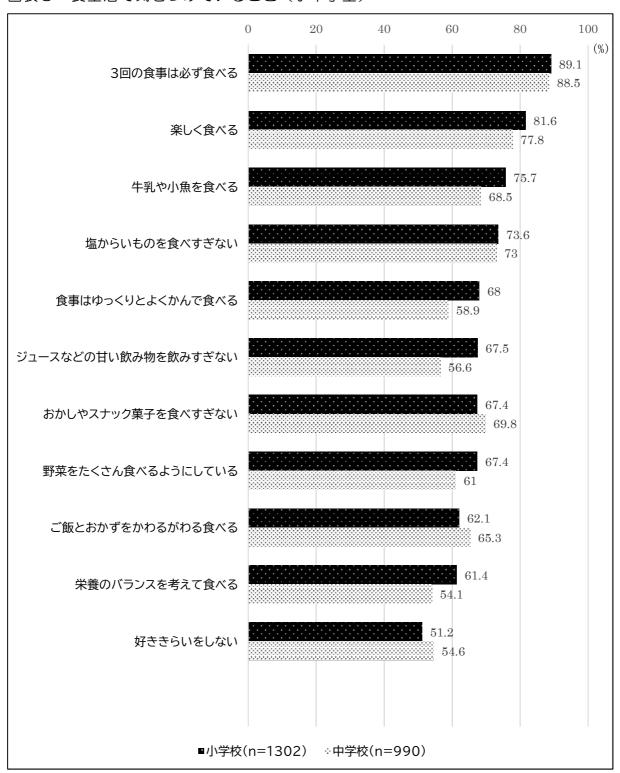
図表7-4 野菜をたくさん食べるようにしている

○食生活で気をつけていること(小中学生)

小学生中学生ともに「3回の食事は必ず食べる」は約9割となっています。一方、「栄養のバランスを考えて食べる」、「好ききらいをしない」など、健康的な生活を送るために必要な食事の摂り方に関する項目は低い状況です。

規則正しい食事の形成が確立するこの時期は、健康的な食生活の定着を図るための取組が必要です。

図表8 食生活で気をつけていること(小中学生)



(R3 食育についてのアンケート)

第3章 高崎市の目指す食育

1 基本理念

市民一人ひとりが食の大切さを見直し、小身の健康を増進し、豊かな人間性を育む

食育基本法の目的である「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を はぐくむ」に基づき、本計画を策定し、第1次計画からの基本理念を踏まえて、子ども から高齢者まで生涯を通じた食育の推進に取り組んでいきます。

2 基本方針

本計画の基本理念を実現するために、以下の基本方針を掲げ、食育の推進に取り組んでいきます。

(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

生涯に渡って健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐぐむためには、妊産婦や乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応し、切れ目のない生涯を通じた食育を推進していくことが必要です。

市民一人ひとりが食に関する理解を深め、栄養バランスに配慮した食事など正しい食習慣を身につけていけるよう取組を推進します。

(2) 持続可能な食を支える食育の推進

「食」は、自然の恩恵や、食に関わる人々の様々な行動の上に成り立っており、そのことへの感謝の念や理解を深め、農畜産物の地産多消や、食を取り巻く環境への配慮を実践することが持続可能な食につながるため、食に関する感謝の気持ちを培うとともに、食に親しめるような食育の取組を推進します。

(3) 新しい広がりを創出するデジタル化に対応した食育の推進

主体的、効果的に食育を実践できるよう、ICT(情報通信技術)や社会のデジタル 化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットも活用した食育を推進します。

一方、デジタル化に対応することが困難な市民に向けても、十分配慮した情報提供等 を行います。

3 基本施策

I. 家庭における食育の推進

- (1) 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進
- (2)朝食摂取率の向上











Ⅱ. 保育所(園)、認定こども園、幼稚園、学校における食育の推進

- (1)食育体験の推進
- (2)給食を通じた食育の推進
- (3) 家庭や保護者への情報の発信













Ⅲ. 地域・社会環境づくりにおける食育の推進

- (1) 高齢者に対する食育の推進
- (2) 栄養バランスが優れた日本型食生活の 実践促進











- (3)生活習慣病の予防・改善
- (4) 歯科保健活動における食育推進

Ⅳ.地産多消の推進、環境への理解の促進

- (1) 食育イベントの開催
- (2) 食育にかかわる人材の育成
- (3)企業・関係団体・飲食店等との連携・協力体制の確立
- (4) 地産多消の推進
- (5) 生産者と消費者の交流の促進
- (6) 食品ロス削減を目指した食生活の実践

V. 食文化の継承を通じた活動への支援等

(1)郷土料理や行事食の活用







Ⅵ. 食品の安全・安心等に関する情報提供の推進

- (1)食品の安全性への理解の促進
- (2) 食品表示の適正化、正確な情報伝達及び理解の推進
- (3) 災害時の家庭や給食施設等での備えに向けた支援







食育ピクトグラムの活用

農林水産省は、食育の取り組みを子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字の「ピクトグラム」を令和3年10月に作成しました。 今後は高崎市でも、食育の取り組みに活用していきます。



12個の詳細

1. みんなで楽しく食べよう

家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事で、心も体も元気にしましょう。

2. 朝ごはんを食べよう

朝食を食べて生活リズムを整え、健康的な生活習慣につなげましょう。

3. バランスよく食べよう

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事で、バランスの良い食生活につなげましょう。 また、減塩や野菜・果物摂取にも努めましょう。

4. 太りすぎない やせすぎない

適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防しましょう。

5. よくかんで食べよう

口腔機能が十分に発達し、維持されることが重要ですので、よくかんでおいしく安全に 食べましょう。

6. 手を洗おう

食品の安全性等についての基礎的な知識を持ち、自ら判断し、行動する力を養いましょう。

7. 災害にそなえよう

いつ起こるかも知れない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。

8. 食べ残しをなくそう

SDGs(注)の目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりしましょう。

(注) SDGs: 平成27(2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における持続可能な開発目標。

9. 産地を応援しよう

地域でとれた農林水産物や被災地食品等を消費することで、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の軽減につなげましょう。

10. 食・農の体験をしよう

農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めましょう。

11. 和食文化を伝えよう

地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切にして、次の世代への継承を図りましょう。

12. 食育を推進しよう

生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、 食育の取組を推進しましょう。

I. 家庭における食育の推進

日常生活の基盤となる家庭において食習慣を身につけることが重要です。

しかし、社会環境の変化や生活習慣が多様化するなかで、食に関する意識の向上や望ましい食生活の実践が十分ではない状況であることが考えられ、次世代に伝えつなげる食育の推進が重要となります。家庭においては食育に関する理解と食に対する関心が深まるよう食育の取組を推進していきます。

(1) 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-----------------------|-----|
| マタニティレッスン | 妊婦とその夫に対し、妊産婦のための食生活の | 健康課 |
| | 他、妊娠・出産・育児に必要な知識について講 | |
| | 話を実施。 | |
| あかちゃん学級 | 生後5か月になる児とその保護者を対象にした | 健康課 |
| | 育児教室。育児相談と、離乳初期を中心にした | |
| | 講話を実施。 | |
| 離乳食教室 | 生後7か月になる児とその保護者を対象にした | 健康課 |
| | 教室。離乳中期以降の講話、歯科講話、個別相 | |
| | 談を実施。 | |
| すくすく相談 | 生後8か月になる児とその保護者を対象にした | 健康課 |
| | 育児教室。育児、離乳食、歯科、授乳等の個別 | |
| | 相談を実施。 | |
| 乳幼児健康診査 | 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で栄養 | 健康課 |
| | 相談や資料配布を実施。 | |
| 母子等保健推進員活動 | 食育に関する普及啓発のため、こんにちはあか | 健康課 |
| | ちゃん訪問、1 歳児訪問事業を実施。 | |
| おやこの食育教室 | 食生活改善推進員が中心となり、親子で食につ | 健康課 |
| | いて楽しみながら学び調理する場を提供し、望 | |
| | ましい食習慣の定着を図る。 | |
| 給食だより・保健だよ | 給食だより等を通して、食や健康づくりに関す | 保育課 |
| りの発行 | る情報を発信。 | |

(2)朝食摂取率の向上

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-----------------------|-----|
| 朝食レシピコンテスト | 朝食摂取率の向上を目指して、市内の小学5年 | 健康課 |
| | 生~中学3年生を対象に自分で手軽に作れる朝 | |
| | 食レシピを募集し、優秀な作品を表彰する。優 | |
| | 秀作品は広く市民に周知する。 | |
| 出前講座 | 若い世代の朝食摂取率の向上を目指して、朝食 | 健康課 |
| | 摂取の重要性を伝える出前講座を実施。 | |

Ⅱ. 保育所(園)、認定こども園、幼稚園、学校における食育の推進

社会状況の変化に伴い、子どもたちは食の乱れや健康への影響がみられることから 保育所(園)、認定こども園、幼稚園、学校は、子どもへの食育を進めていく場として 大きな役割を担っています。

子どもの発達段階に合わせた食育実践の場として捉え、食を楽しみ、関心を高める ための食育体験や給食をはじめとしたあらゆる機会を利用して推進します。また、子 どもの頃からの栄養バランスに配慮した適切な食生活を実践できるよう、子どもとそ の保護者及び家族への情報発信等の食育の取組を行っていきます。

(1)食育体験の推進

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|-----------------------|-------|
| 食育体験事業 | 園、学校等や家庭で野菜の栽培や収穫、調理体 | 保育課 |
| | 験を通し、食への興味関心を高める。 | 健康教育課 |
| やるベンチャー事業 | 市内全中学2年生が職場体験や福祉・ボランテ | 学校教育課 |
| | ィア体験、地域の文化体験等を実施。 | |

(2)給食を通じた食育の推進

| (= / · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | |
|--|------------------------|-------|--|
| 事業名 | 内容 | 担当課 | |
| 学校栄養士活動 | 食に関する正しい知識を身につけ実践できるよ | 健康教育課 | |
| | う食関連教科や教育活動全体を通じた食指導を | | |
| | 実施。 | | |
| 健康教育フェア | 健康教育推進のイベントを開催し、パネル展示 | 健康教育課 | |
| | 等を行い、市民に学校等での食育の情報を発信。 | | |
| 給食に郷土料理・行事 | 郷土料理や行事食を給食の献立に取り入れ、地 | 保育課 | |
| 食の導入 | 域の自然・食文化等について理解を深める。 | 健康教育課 | |

(3) 家庭や保護者への情報の発信

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-----------------------|-------|
| 給食だより・保健だよ | 給食だより等を通して、食や健康づくりに関す | 保育課 |
| りの発行 | る情報を発信。 | 健康教育課 |
| 保育所等への食育出前 | 食生活改善推進員が市内公立保育園へ出向き、 | 健康課 |
| 講座 | 食育に関する講話やリーフレットを配布。 | |

Ⅲ. 地域・社会環境づくりにおける食育の推進

生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、地域における食育の推進と社会 環境づくりが必要です。

ボランティアや食に関わる様々な団体・企業等と連携し、地域に根ざした継続的な活動を進めていくことにより、地域に暮らす一人ひとりが生きがいを感じ、心豊かに過ごせるよう食育を推進していきます。

(1) 高齢者に対する食育の推進

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|------------------------|-------|
| 介護予防教室 | 高齢者あんしんセンターが、65 歳以上のフレ | 長寿社会課 |
| | イル、プレフレイルの高齢者を対象に、心身機 | |
| | 能および認知機能の低下を予防することを目的 | |
| | に、楽しみながら参加できる体操や運動・栄養・ | |
| | 口腔に関する講話を実施。 | |
| 生活機能向上指導事業 | 通いの場やふれあい・いきいきサロンなどに専 | 長寿社会課 |
| | 門職を派遣し、運動・栄養・口腔機能の低下を | |
| | 予防する講話や体操等を実施することで、効果 | |
| | 的な介護予防の取り組みになるよう支援。 | |
| 元気づくりステーショ | 市内14か所の長寿センターや福祉センター | 長寿社会課 |
| ン事業 | で、楽しみながら参加できる体操や運動・栄養・ | |
| | 口腔機能の低下を予防する講話などを専門職が | |
| | 実施。 | |
| 訪問指導事業 | 専門職が高齢者の自宅を訪問して、生活や健康 | 長寿社会課 |
| | に関する課題を把握し、運動機能や栄養状態、 | |
| | 口腔機能の低下を防ぐための指導を実施。 | |
| 高齢者の保健事業と | 後期高齢者健診受診者を対象に、糖尿病性腎臓 | 健康課 |
| 介護予防の一体的な | 病・慢性腎臓病・低栄養のハイリスク者に訪問 | |
| 実施事業 | 支援を行い、適切な医療や介護サービスにつな | |
| | がるよう支援。 | |
| | 通いの場やふれあい・いきいきサロンなどにお | 長寿社会課 |
| | いて、フレイルの普及啓発、運動機能や栄養状 | |
| | 態、口腔機能の低下を防ぐための指導を実施。 | |
| 介護予防サポーター | 運動・生活・口腔機能など介護予防に関する知 | 長寿社会課 |
| 活動 | 識の普及・啓発、地域で開催している交流活動 | |
| | に対する協力、介護予防活動拠点の立ち上げと | |
| | 運営などを実施。 | |

(2) 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践促進

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|-----------------------|-----|
| 広報誌での食育普及 | 広報高崎を活用し、バランスの良い食事の摂り | 健康課 |
| 啓発 | 方や朝食摂取について、周知啓発。 | |
| 食生活改善推進活動 | 食生活改善推進員が、生活習慣病予防や低栄養 | 健康課 |
| | 予防を目的とした調理実習やレシピと健康情報 | |
| | を掲載したリーフレットを配布。 | |

(3)生活習慣病の予防・改善

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|------------------------|-------|
| はつらつ健診 | 19~39歳の若年者を対象に、メタボリック | 健康課 |
| | シンドロームをはじめとした生活習慣病予備軍 | |
| | を早期に発見し、生活改善および疾病の発症を | |
| | 予防すること、並びに若年期からの生活習慣病 | |
| | 予防意識の啓発を図ることを目的に健康診断を | |
| | 実施。 | |
| 男性料理教室 | 食生活改善推進員が男性を対象に、簡単につく | 健康課 |
| | れるレシピの調理実習を実施。 | |
| 男性健康カレッジ | 60 歳代の定年後の男性を対象に、生活習慣病 | 健康課 |
| | を予防するための講話・栄養・運動等を通じて | |
| | 健康づくりについて学ぶ講座を実施。 | |
| 女性健康カレッジ | 40~50 歳代の女性を対象とした更年期の講 | 健康課 |
| | 話・栄養・運動等を通じて健康づくりについて | |
| | 学ぶ講座を実施。 | |
| 健診受診後健康教室 | 特定健診、後期高齢者健診、若年者健診を受け | 健康課 |
| | た市民を対象とする健診の事後指導。健診結果 | |
| | から、自らの生活習慣を振り返り、健康的な生 | |
| | 活習慣づくりを支援。 | |
| 健康相談 | 電話、面接(来所・訪問)による生活習慣病予 | 健康課 |
| | 防などの健康相談を実施。 | |
| 出前講座 | 一行政情報及び専門知識を有する職員を講師とし | 社会教育課 |
| | て市民の学習機会に派遣することにより、市行 | |
| | 政の情報公開、学習講座の提供により市民参加 | |
| | を促進し、生涯学習を通したまちづくりを進め | |
| | ることを目的として実施。 | 7-h |
| | 生活習慣病について、テーマ別に講座を実施。 | 健康課 |
| 高崎市国保特定健康 | 高崎市国民健康保険加入者を対象に、内臓脂肪 | 健康課 |
| 診查•特定保健指導 | 型肥満に着目した生活習慣病予防のための健診 | |
| | と、健診結果から対象者を抽出し、生活習慣を | |
| | 見直す保健指導を実施。 | |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-----------------------|-----|
| 生活習慣病重症化予防 | 糖尿病や腎機能低下のハイリスク者が適切な医 | 健康課 |
| 事業 | 療を受け、自己コントロールしながら生活習慣 | |
| | 病の悪化予防行動をとることができるよう受診 | |
| | 勧奨等の保健指導を実施。また、糖尿病重症化 | |
| | 予防の啓発のため、市民を対象に医師や管理栄 | |
| | 養士等による講演会を開催。 | |
| 働く世代の健康教室 | 働き世代・子育て世代を対象とした事業所への | 健康課 |
| | 出前型健康づくり教室を実施。 | |

(4)歯科保健活動における食育推進

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|-----------------------|-----|
| 噛むことからの健康 | 前橋・高崎連携事業で実施した、噛むカムレシ | 健康課 |
| づくり | ピコンテストの入賞作品を、広く周知啓発。 | |
| 歯科健診 | 歯周組織の健康状態を診査することによって、 | 健康課 |
| | 疾病を発見し、治療につなげ、生涯にわたって | |
| | 歯と口の健康づくりを支援。 | |
| 歯と口の健康週間 | 毎年6月に歯と口の健康に関する正しい知識を | 健康課 |
| | 普及・歯科疾患の予防・歯と口の健康を保持す | |
| | るために開催。 | |

IV. 地産多消の推進、環境への理解の促進

豊かな農産物を活用し、地産多消の推進や、生産者と消費者との顔の見える関係の構築等により食に関わる地域の風土や食文化などへの理解促進につなげていきます。

また、ボランティアや食に関わる様々な団体・企業等と連携し、地域に根ざした継続的な活動を進めていくことにより、地域に暮らす一人ひとりが生きがいを感じ、心豊かに過ごせるよう食育を推進していきます。

(1)食育イベントの開催

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|------------------------|-------|
| 食育・健康フェスタ | 市民の健康や食生活に関して、糖尿病などの生 | 健康課 |
| | 活習慣病予防や規則正しい食生活の実現に向 | |
| | け、健康増進及び食育を進める団体や企業等を | |
| | 紹介し、広く健康づくりに関して学ぶ機会を提 | |
| | 供する。 | |
| 食品衛生キャンペーン | 食品の安全性や食品衛生に関する正しい知識を | 生活衛生課 |
| | 普及するためのイベントを開催。 | |
| 農業まつり | 生産者と消費者の交流促進を目的とし、高崎市 | 農林課 |
| | の農業や農畜産物の魅力を多くの来場者にPR | |
| | する。 | |
| 健康教育フェア | 健康教育推進のイベントを開催し、パネル展示 | 健康教育課 |
| | 等を行い、市民に学校等での食育の情報を発信。 | |

(2) 食育にかかわる人材の育成

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-----------------------|-------|
| 食生活改善推進員 | 「私たちの健康は私たちの手で」をスローガン | 健康課 |
| | に、地域の食生活改善や健康づくりを推進する | |
| | ボランティアを育成する。 | |
| | 市民の望ましい食生活への改善及び実践のため | |
| | の研修を実施。 | |
| 食生活改善推進員養成 | 食生活改善推進員を養成するための講座を開 | 健康課 |
| 講座 | 催。 | |
| 母子等保健推進員 | 市長から委嘱を受けた母子等保健推進員に対 | 健康課 |
| | し、研修を実施。 | |
| 介護予防サポーター | 運動・食生活・口腔機能など、介護予防に関す | 長寿社会課 |
| 養成研修 | る知識や技術を身につけ、地域における介護予 | |
| | 防活動の中心となるよう介護予防サポーターの | |
| | 養成研修を実施。 | |
| 給食従事者研修会 | 給食施設の従事者を対象に、栄養管理及び衛生 | 生活衛生課 |
| | 管理について研修会を実施。 | |

(3)企業・関係団体・飲食店等との連携・協力体制の確立

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|-----------------------|-------|
| 前橋•高崎連携食育 | 前橋市と高崎市が相互に連携し、食育推進の場 | 健康課 |
| 推進事業 | 面で共同事業や情報交換を実施。 | |
| 食生活改善普及運動 | 健康寿命の延伸を目的とし、健康的な食習慣等 | 健康課 |
| | について周知啓発。 | |
| 給食従事者研修会 | 給食施設の従事者を対象に、栄養管理及び衛生 | 生活衛生課 |
| | 管理について研修会を実施。 | |

(4) 地産多消の推進

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------|-----------------------|-------|
| 地場産物の PR 促進 | 市内農畜産物及び加工品を首都圏をはじめとし | 農林課 |
| | た多くの地域に積極的にアピールし、市全体の | |
| | ブランドカを確立する。 | |
| 地場産物のブランド | 市内農畜産物及び加工品のブランド化や農業者 | 農林課 |
| 化、6 次産業化の促進 | の6次産業化を支援する。 | |
| 地場産物を活用した | 地場産物を計画的、意図的に給食に取り入れ、 | 保育課 |
| 給食の推進 | 地域の農産物への関心を高める。 | 健康教育課 |

(5) 生産者と消費者の交流の促進

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|-------------------------|-----|
| 農業まつり | 生産者と消費者の交流促進を目的とし、高崎市 | 農林課 |
| | の農業や農畜産物の魅力を多くの来場者にPR | |
| | する。 | |
| 食農教育 | 市内小学生に地元農産物への理解を深めてもら | 農林課 |
| | うことを目的に、市内農業者が農産物について | |
| | の講義を行い、その後講師が持参した農産物を | |
| | 使って調理実習を実施。 | |
| グリーンツーリズム | 農業や地元農産物への理解を深めてもらうこと | 農林課 |
| | を目的に、収穫等の農業体験を実施。 | |
| 農業体験支援活動 | 市内の小学5年生を対象に、農業への理解を深 | 農林課 |
| | めてもらうことを目的として、バケツ稲の栽培・ | |
| | 観察を行う「バケツ稲づくり出張講座(全3回)」 | |
| | を実施。 | |

(6)食品ロス削減を目指した食生活の実践

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-----------------------|-------|
| 食品ロスを減らす料理 | 家庭での食品ロスを減らすため、食材を使い切 | 市民生活課 |
| 教室事業 | るレシピや調理法等を学ぶ料理教室を開催。 | |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|-----------------------|-------|
| 給食残渣堆肥化事業 | 給食残渣の堆肥化で生産された堆肥を各学校等 | 保育課 |
| | の花壇や畑で活用し、子どもたちの環境教育に | 健康教育課 |
| | 役立てる。 | |

V. 食文化の継承を通じた活動への支援等

日本人の伝統的な食文化である和食は、保護・継承が必要な文化として平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録されました。しかし、グローバル化や流通技術の進歩、生活様式の多様化等により、優れた伝統的な和食文化が十分に継承されていません。そのため、食育活動を通じて食文化への関心を高め、郷土料理や行事食等、地域の食文化の継承活動を推進していきます。

(1)郷土料理や行事食の活用

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------|-----------------------|-------|
| 園児・児童・生徒への郷 | 郷土料理や行事食を給食の献立に取り入れ、行 | 保育課 |
| 土料理・行事食の伝承 | 事に関連した食育講話を実施。教科等で調理実 | 健康教育課 |
| | 習や試食を行い食への関心を高める。 | |
| | | |
| 中学生郷土料理体験 | 食生活改善推進員が市内の公立中学校へ出向 | 健康課 |
| | き、郷土料理であるおっきりこみの調理実習を | |
| | 通して食育の推進を図る。 | |
| 郷土料理講習会 | 郷土料理の普及と地産多消の推進を図るため | 健康課 |
| | に、食生活改善推進員が郷土料理の作り方を伝 | |
| | 達。 | |
| 伝統食文化講座 | 地域の郷土料理や食文化への関心や理解を深め | 中央公民館 |
| | るための講座を実施。 | |

VI. 食品の安全・安心等に関する情報提供の推進

食品の安全等に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要です。 そのため、食品の安全性や食品衛生、栄養成分などの情報を発信していきます。ま た、災害に備えた食支援の普及に取り組みます。

(1) 食品の安全性への理解の促進

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-----------------------|-------|
| 食品安全講習会 | 市民や食品関連事業者等を対象に食中毒予防や | 生活衛生課 |
| | 衛生管理、食品表示についての講習会を実施 | |
| 食品衛生キャンペーン | 食品の安全性や食品衛生に関する正しい知識を | 生活衛生課 |
| | 普及するためのイベントを開催。 | |
| 給食施設等巡回指導 | 給食施設に対して、利用者に応じた栄養管理及 | 生活衛生課 |
| | び衛生管理について指導を実施。 | |
| 給食従事者研修会 | 給食施設の従事者を対象に、栄養管理及び衛生 | 生活衛生課 |
| | 管理について研修会を実施。 | |

(2) 食品表示の適正化、正確な情報伝達及び理解の推進

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------|-----------------------|-------|
| 食品関連事業者への | 食品関連事業者等において、自主的な衛生管理 | 生活衛生課 |
| 指導 | が行われるよう監視時等に指導・助言。 | |
| 食品安全講習会 | 市民や食品関連事業者等を対象に食中毒予防や | 生活衛生課 |
| | 衛生管理、食品表示についての講習会を実施 | |
| 食品衛生キャンペーン | 食品の安全性や食品衛生に関する正しい知識を | 生活衛生課 |
| | 普及するためのイベントを開催。 | |
| 給食施設など巡回指導 | 給食施設に対して、利用者に応じた栄養管理及 | 生活衛生課 |
| | び衛生管理について指導を実施。 | |

(3) 災害時の家庭や給食施設等での備えに向けた支援

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------|-----------------------|-------|
| 災害に備えた食支援 | 出前講座や地域の防災訓練時において、各家庭 | 防災安全課 |
| | の状況に応じた備蓄食料等の重要性について啓 | |
| | 発。 | |
| | 給食施設に対して、災害等発生時でも適切な栄 | 生活衛生課 |
| | 養管理が行える体制の整備がされるよう助言。 | |
| | 災害時に備えて、家庭でできる備蓄について周 | 健康課 |
| | 知•啓発。 | |

4 ライフステージに応じた具体的な取組

| 基本施策 | 施策の方向性 | 取組名 | ライフステージ | | | | | | |
|---------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------|------|--------|--------|--------|------|--|
| | | | 取組 掲載 ページ | 乳幼児期 | 学童・思春期 | 青年期 | 壮年期 | 高齢期 | |
| | | | | 0~5歳 | 6~19歳 | 20~39歳 | 40~64歳 | 65歳~ | |
| I.家庭に おける 食育の 推進 | (1)妊産婦や 乳幼児に対する 食育の推進 | マタニティレッスン | 17 | | | 0 | | | |
| | | あかちゃん学級 | 17 | 0 | | | | | |
| | | 離乳食教室 | 17 | 0 | | | | | |
| | | すくすく相談 | 17 | 0 | | | | | |
| | | 乳幼児健康診査 | 17 | 0 | | | | | |
| | | 母子等保健推進員活動 | 17 | 0 | | | | | |
| | | おやこの食育教室 | 17 | | 0 | | | | |
| | | 給食だより・保健だよりの発行 | 17 | 0 | | | | | |
| | (2)朝食摂取率 | 朝食レシピコンテスト | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | の向上 | 出前講座 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| Ⅱ.保育所 | (1)食育体験の | 食育体験事業 | 18 | 0 | 0 | | | | |
| | 推進 | やるベンチャー事業 | 18 | | 0 | | | | |
| (園)、認 定こども | (O)(A)全大区(A) | 学校栄養士活動 | 18 | | 0 | | | | |
| 湿、幼稚 | (2)給食を通じた食育の推進 | 健康教育フェア | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 園、学校に | | 給食に郷土料理・行事食の導入 | 18 | 0 | 0 | | | | |
| おける食育の推進 | (3)家庭や 保護者への 情報の発信 | 給食だより・保健だよりの発 行(再掲) | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 保育所等への食育出前講座 | 18 | 0 | | | | | |
| | | 介護予防教室 | 19 | | | | | 0 | |
| | (1)高齢者に 対する食育の 推進 | 生活機能向上指導事業 | 19 | | | | | 0 | |
| | | 元気づくりステーション事業 | 19 | | | | | 0 | |
| | | 訪問指導事業 | 19 | | | | | 0 | |
| | | 高齢者の保健事業と介護予防 等の一体的な実施 | 19 | | | | | 0 | |
| | | 介護予防サポーター活動 | 19 | | | | | 0 | |
| Ⅲ.地域• 社会環境 | (2)栄養バランスが優れた日本 | 広報紙での食育普及啓発 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 型食生活の実践 促進 | 食生活改善推進員活動 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| づくりに おける食育 | (3)生活習慣病 の予防・改善 | はつらつ健診 | 20 | | | 0 | | | |
| の推進 | | 男性料理教室 | 20 | | | 0 | 0 | 0 | |
| | | 男性健康カレッジ | 20 | | | | 0 | | |
| | | 女性健康カレッジ | 20 | | | | 0 | | |
| | | 健診受診後健康教室 | 20 | | | | 0 | 0 | |
| | | 健康相談 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 出前講座(再掲) | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 高崎市国保特定健康診查• 特定保健指導 | 21 | | | | 0 | | |
| | | 生活習慣病重症化予防事業 | 21 | | | | 0 | | |
| | | 働く世代の健康教室 | 21 | | | 0 | 0 | | |

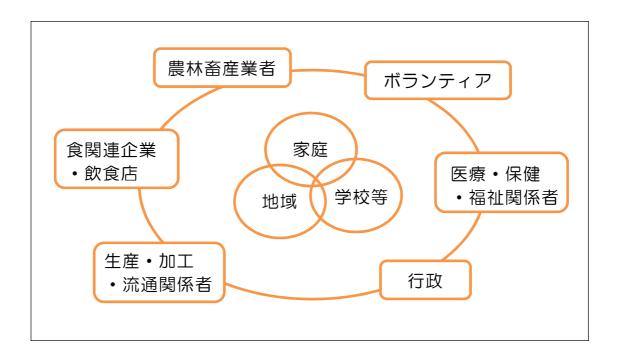
| | 施策の方向性 | 取組名 | | ライフステージ | | | | |
|---|--|---------------------------|----------|---------|--------|--------|--------|------|
| 基本施策 | | | 取組 掲載 | 乳幼児期 | 学童・思春期 | 青年期 | 壮年期 | 高齢期 |
| | | 42/101 | | 0~5歳 | 6~19歳 | 20~39歳 | 40~64歳 | 65歳~ |
| (4)##1/10 | | 噛むことからの健康づくり | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (4)歯科保健活動における | 歯科健診 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 食育推進 | 歯と口の健康週間 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (1)食育イベン トの開催 | 食育・健康フェスタ | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 食品衛生キャンペーン | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 農業まつり | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 健康教育フェア | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 食生活改善推進員 | 22 | | | | 0 | 0 |
| | | 食生活改善推進員養成講座 | 22 | | | | 0 | 0 |
| | (2)食育にかか | 母子等保健推進員 | 22 | | | 0 | 0 | 0 |
| | わる人材の育成 | 介護予防サポーター養成研修 | 22 | | | 0 | 0 | 0 |
| | | 給食従事者研修会 | 23 | | | 0 | 0 | |
| | | 前橋・高崎連携食育推進事業 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (3)企業・関係 団体・飲食店等 | | 23 | | | | | |
| Ⅳ.地産多消 の推進、 | との連携・協力 | 食生活改善普及運動 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 環境への理解の促進 | 体制の確立 | 給食従事者研修会(再掲) | 23 | | | 0 | 0 | |
| 连件の促進 | | 地場産物のPR促進 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | (4)地産多消の 推進 | 地場産物のブランド化、6次 産業化の促進 | 23 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 地場産物を活用した給食の推進 | 23 | 0 | 0 | | | |
| | (5)生産者と 消費者の交流の 促進 | 農業まつり(再掲) | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 食農教育 | 23 | | 0 | | | |
| | | グリーンツーリズム | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 農業体験支援活動 | 24 | | 0 | | | |
| | (6)食品ロス削減を目指した食生活の実践 | 食品ロスを減らす料理教室事業 | 24 | | | 0 | 0 | 0 |
| | | 給食残渣堆肥化事業 | 24 | 0 | 0 | | | |
| V.食文化の 継承を 通じた活動 の 支援等 | (1)郷土料理や 行事食の活用 | 園児・児童・生徒への郷土料 理・行事食の伝承 | 24 | 0 | 0 | | | |
| | | 中学生郷土料理体験 | 24 | | 0 | | | |
| | | 郷土料理講習会 | 24 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 伝統食文化講座 | 24 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| VI.食品の 安全・安心 等に関する 情報提供の 推進 | (1)食品の安全 性への理解の 促進 | 食品安全講習会 | 25 | | | 0 | 0 | 0 |
| | | 食品衛生キャンペーン(再掲) | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 給食施設等巡回指導 | 25 | | | 0 | 0 | |
| | | 給食従事者研修会(再掲) | 25 | | | 0 | 0 | |
| | (2)食品表示の 適正化、正確な 情報伝達及び 理解の推進 | 食品関連事業者への指導 | 25 | | | 0 | 0 | |
| | | 食品安全講習会(再掲) | 25 | | | 0 | 0 | |
| | | 食品衛生キャンペーン(再掲) | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 給食施設等巡回指導(再掲) | 25 | | | 0 | 0 | |
| | (3)災害時の家庭 や給食施設等での 備えに向けた支援 | 災害に備えた食支援 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

第4章 計画の推進

1 推進体制

高崎市食育推進会議条例に基づき、学識経験者や食に関係する団体の代表者、公募の市民などで構成する「高崎市食育推進会議」及び庁内関係部署職員から構成する「高崎市食育推進委員会専門部会」において推進体制を構築し、家庭、地域、学校、関係団体、行政が連携した取組を推進します。

「高崎市食育推進委員会」及び「専門部会」においては、計画の進行管理を行うとともに、各部署が連携を図ることによって食育施策を展開します。



2 計画の目標

基本理念の実現を目指し、目標を達成できるよう食育の推進を図ります。

| 項目 | 基準年度 2021 年 (R3) | 目標 2029年 (R11) | | |
|--------------------------|------------------------|----------------------|----|--|
| 食育に関心を持っている市民の割合 | 76.4% | 増加 | | |
| | 小学生(5 年生) | 1.5% (*1) | 0% | |
| ほとんど朝食を欠食する市民の割 | 中学生(2年生) | 1.9% (*1) | 0% | |
| 合 | 20~30歳代男性 | 24.0% | 減少 | |
| | 20~30歳代女性 | 15.0% | 減少 | |
| 塩分を取り過ぎないよう気をつけて の割合 | 64.1% | 増加 | | |
| 野菜をたくさん食べるよう気をつけ 民の割合 | 80.2% | 増加 | | |
| よく噛むことを意識した食事を実践合 | 31.7% | 増加 | | |
| 食育に係るボランティアの数 | 1,911 人 (*2) | 増加 | | |
| 地場産物を購入している市民の割合 | 27.4% | 増加 | | |
| 郷土料理や伝統料理などの食文化総市民の割合 | 7.7% | 増加 | | |
| 食品の食べ残しや食品の廃棄の削減 民の割合 | 53.0% | 増加 | | |
| 食品の安全性を理解し、実践してい | 37.1% | 増加 | | |

現状値:市民健康意識調査 一般市民(R3年度実施)

- (*1) 食育についてのアンケート 小中学生(R3 年度実施)
- (*2) 食生活改善推進協議会・母子等保健推進協議会・生活研究グループ 連絡協議会・国府野菜本舗・鼻高町をきれいにする会・くらしの会・ 介護予防サポーター・サミートス子ども食堂・まんまる食事会・高崎子 ども食堂みんなでごはん・いいとこキッチン・こちら学校前食堂・まち のダイニング中居にぎわい食堂・倉賀野わいわい子ども食堂・フードパントリーIN 豊岡・上中居ふれあいサポートの会員の合計(R3年度)

資料編

1 高崎市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の 規定に基づき、高崎市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所管事務)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 高崎市食育推進計画(法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。) を作成及びその実施の推進に関すること。
 - (2) 前項に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項についての審議及び食育に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、20人以内をもって組織する。
- 2 推進会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 食育に関係する団体の役員又は職員
 - (3) 本市の職員
 - (4) 公募した市民

(委員の仟期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると ころによる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健医療部健康課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

- この条例は、平成 19年4月1日から施行する。 附 則(平成 23年3月22日条例第4号)
- この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 高崎市食育推進委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 本市の食育推進計画策定について検討し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するための庁内組織である食育推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1)計画についての検討に関すること。
 - (2) 食育に関する取組みの整理及び計画策定に関する課題整理に関すること。
 - (3) その他食育に関する施策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副市長
 - (2) 総務部長
 - (3)市民部長
 - (4)福祉部長
 - (5) 福祉部子育て支援担当部長
 - (6) 保健医療部長
 - (7) 保健所長
 - (8) 農政部長
 - (9)教育部長
 - (10)教育部学校教育担当部長
 - (11) 総務部防災安全課長
 - (12) 市民部市民生活課長
 - (13) 福祉部長寿社会課長
 - (14) 福祉部保育課長
 - (15) 保健医療部健康課長
 - (16) 保健医療部生活衛生課長
 - (17) 農政部農林課長
 - (18) 教育部社会教育課長
 - (19) 教育部中央公民館長
 - (20) 教育部学校教育課長
 - (21) 教育部健康教育課長
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、保健医療部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要があるときは、委員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

- 第5条 第2条に定める委員会の所掌事務について調査し、検討するほか、施策の推進に必要 な事項を協議するため、専門部会を置く。
- 2 専門部会は、次に掲げる課の担当職員のうちから部会長が指名した者をもって組織する。
 - (1)総務部防災安全課
 - (2) 市民部市民生活課
 - (3)福祉部長寿社会課
 - (4) 福祉部保育課
 - (5) 保健医療部健康課
 - (6) 保健医療部生活衛生課
 - (7) 農政部農林課
 - (8)教育部社会教育課
 - (9)教育部中央公民館
 - (10)教育部学校教育課
 - (11) 教育部健康教育課
- 3 専門部会の部会長は、保健医療部健康課長をもって充てる。なお、専門部会の会議は、 部会長が必要に応じて召集し、部会長が議長となる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会を構成する者以外の職員に対し、会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は関係課に対し資料の提出を求めることができる。 (庶務)
- 第6条 委員会及び専門部会の庶務は、保健医療部健康課において処理する。
- 第7条 削除

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成 18年 10月 31日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

前文

第一章 総則(第一条一第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来 や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健 康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な 食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に 関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及 び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与する ことが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現する ことにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われ なければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と 調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況につ いての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、 農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、 その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有 する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

- 第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。) に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本 理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に 寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置 その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を 提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

- 第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 食育推進基本計画を作成するものとする。
- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ー 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

- 第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。
- 2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

- 第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、 食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内におけ る食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成 するよう努めなければならない。
- 2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議) は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しな ければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する 食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関す る指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養 成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食 育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品 関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

- 第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講するものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の 食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、 これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な 施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色 ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓 発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、 食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進 に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるもの とする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

- 第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。
- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - ー 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の 推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

- 第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- ー 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣 が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

- 第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育 推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推 進会議を置くことができる。
- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

- 第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。
- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の 施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月——日法律第六六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。
 - 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第 一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基 本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続す るものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。